平成２８年（フ）第３３号
静岡県浜松市東区上石田町2168番地　ハッピーコートＡ102号
債務者　森　　好規
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５号
長崎県佐世保市東浜町855番地、前住所京都府京都市伏見区醍醐槇ノ内町40番地８　吉田悟方
債務者　藤田　洋二
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６号
長崎県佐世保市黒髪町39番９号
債務者　新田マサエ
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第９号
長崎県佐世保市もみじが丘町19番地４、前住所長崎県諫早市日の出町2330番地11
債務者　近藤　一三
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
長崎県佐世保市吉岡町1826番地１　県営住宅県１棟106号
債務者　園田　一彦
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
栃木県宇都宮市昭和２丁目４番10号
債務者　角田　俊一
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２１５号
横浜市都筑区仲町台１丁目23番22―306号
債務者　妹尾　雅典
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３４２号
横浜市緑区三保町2570番地２　市営三保みどり台住宅８―204号
債務者　吉水　千恵
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１号
釧路市城山１丁目６番1064号　プレイス・ピア604号
債務者　後藤　敏英
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４６号
栃木県那須郡那珂川町小川261番地
債務者　橋本　夏子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９３４号
東京都足立区千住寿町16―３―105
債務者　片寄　優美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３６号
東京都練馬区豊玉上１丁目２―５―606
債務者　対島　綾菜
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３８号
東京都北区浮間２丁目23―６
債務者　廣瀬　和夫
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９６５号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目21―１―507
債務者　前田英一こと　鄭　　英一
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９６６号
千葉県千葉市稲毛区小深町12―17
債務者　永野　裕樹
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９６７号
東京都杉並区和泉４丁目９―10　三光荘
債務者　関　　直子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部